

児童虐待は社会全体で 解決すべき問題です。

11月は
児童虐待防止
推進月間
です。

児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、 重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

乳幼児揺さぶられ症候群 赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所(全国共通ダイヤル)や市町村の窓口へ連絡・相談ください。

あなたの連絡相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



0570-064-0000



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。 ※一部地域では使えないことがあります。 ※PHSや一部のIP電話からはつながりません。